

名取市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金 Q&A

Q1 定住促進とありますが、アパートなどの賃貸で一人暮らししている場合は、補助の対象になりますか。

⇒賃貸で生活していても補助の対象になりますが、交付決定後5年以上は名取市に居住することが要件となります。

Q2 名取市内に居住して1年以上経過していますが、住民票は東京にある実家に置いたままです。この場合、本制度を利用することはできますか。

⇒住民票をもって居住実態を確認することとしており、住民票が名取市に異動されていない場合は、居住実態を確認することができないため対象外となります。

Q3 申請日から起算して5年以上定住する意思を有していることとありますが、転勤によるやむを得ない転居の場合、補助金はどのようになりますか。

⇒転勤や結婚などやむを得ない場合の転居については事前に「なとりの魅力創生課(022-724-7182)」にご相談ください。ご相談なく転居された場合は、虚偽の申告として返還が発生する可能性がありますので、必ずご相談ください。

Q4 交付決定を受けましたが、転勤により次年度の申請を辞退したいです。どのような手続きが必要ですか。

⇒辞退届を用意しておりますので、そちらの提出をお願いします。

Q5 結婚して苗字が変更になりましたが、どのような手続きが必要ですか。

⇒変更届を用意しておりますので、そちらの提出をお願いします。

Q6 地域産業を支える優れた人材の確保が目的のようですが、市内企業への就労要件はありますか。

⇒市内に本店がある事業所等に正規雇用として就職し、主たる勤務地が市内であることが条件となります。

《正規雇用とは》

期間の定めがない雇用であり、労働基準法第9章に定める就業規則の労働時間で勤務し、1週間当たりの勤務時間が35時間以上のこと。

Q7 地方独立行政法人の職員ですが補助要件に該当しますか。

⇒特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（一般地方独立行政法人）の職員は補助要件に該当します。勤務先の定款をご確認ください。

【例】地方独立行政法人宮城県立病院機構など

Q8 大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校の卒業が対象とありますが、専門学校は対象になりますか。

⇒「専門学校」は専門課程を置く専修学校を指します（学校教育法第126条②）ので、専門課程の修業年限が2年以上の場合に限り補助対象となります。

Q9 今年の3月31日に30歳になります。これから初回申請をする予定ですが、いつまでに申請すればいいですか。

⇒今年の3月31日までに申請をお願いします。4月1日になりますと、申請期限を過ぎてしまいます。

Q10 今年の3月に大学を卒業しました。補助金の対象になりますか。

⇒前年度の返還額に応じて補助金を交付しますので、昨年4月から今年3月までの間に奨学金返還を行っていない場合は対象外です。

Q11 繰り上げ返還した額も交付対象として計上していいですか。

⇒繰り上げ返還した場合も、交付対象となります。必ず奨学金の返還額が分かる書類を添付してください。

Q12 奨学金の返還は毎年7月と1月です。この場合、当該年度の申請を3月に行ってもよろしいですか。

⇒要綱第4条の規定において、前年度に返還した奨学金の総額に対して補助することになっているため、ご質問のような年度が替わる前に申請は受け付けられません。お手数ですが、4月以降に申請をお願いします。

Q13 過去に返還期限猶予を受けたことがあります。手続きは必要ですか。

⇒「奨学金返還期限猶予承認通知」など、猶予を受けたことが分かる書類の写しをご提出ください。

Q14 交付決定を受けてから毎年、申請書の提出が必要なようですが、初年度同様の添付書類の提出が必要ですか。

⇒交付申請書の他、本人確認書類と納税証明書、支払い実績が分かる資料、就業証明書の提出をお願いします。

Q15 奨学金返還補助金を活用して名取市に定住しましたが、結婚・出産に伴い市内で住宅の購入を検討しています。住宅購入にあたっての支援制度はありますか。

⇒名取市では、新婚世帯等マイホーム応援事業補助金を用意しています。

この制度は、新婚世帯や子育て世帯の住宅購入を支援するため、市が指定する特定エリアに住宅を購入した世帯に対し補助するものです。

詳しくはなとりの魅力創生課（022-724-7182）へお問い合わせください。